

# 西友瀬戸店

## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

### 届出概要

開店時刻を午前10時から午前9時に繰上げるとともに閉店時刻を午後8時から午後11時までに繰下げる。これに伴い、来客駐車場利用時間を「午前7時から午後11時30分まで」とする。また、午前5時から行っていた荷捌きを午前6時からに変更する。(法第6条第2項)

### 届出事項

1	届出年月日		平成16年11月15日	
2	店舗名称		西友瀬戸店	
	店舗所在地		瀬戸市西寺山町18ほか	
3	変更をする日		平成16年12月10日	
4	届出事項	変更前	変更後	
(1)	設置者	名称	株式会社エス・エス・ブイ	
		代表者	代表取締役社長 木内 政雄	
		住所	長野県長野市川中島町御厨石河原37	
		備考	なし	
	小売業者	名称	株式会社エス・エス・ブイ	変更前に同じ
		代表者	代表取締役社長 木内 政雄	同
		住所	長野県長野市川中島町御厨石河原37	同
		備考	なし	同
(2)	店舗面積	2,179 m <sup>2</sup>	同	
(3)	駐車	位置	別紙図面のとおり	同
		台数	154 台	同
	駐輪	位置	別紙図面のとおり	同
		台数	82 台	同
	荷捌	位置	別紙図面のとおり	同
		面積	86.2 m <sup>2</sup>	同
	廃棄	位置	別紙図面のとおり	同
		容量	37.8m <sup>3</sup>	同
(4)	営業	開店時間	午前10時(年間10日午前9時)	午前9時
		閉店時間	午後8時(年間60日午後9時)	午後11時
	駐車場利用時間帯		午前7時から午後8時30分(年間60日午後9時30分)まで	午前7時から午後11時30分(一部午後8時)まで
	駐車場	出入口数	2箇所	変更前に同じ
		出入口位置	別紙図面のとおり	同
	荷捌時間帯		午前5時から午後8時まで	午前6時から午後8時まで
業態	食料品専門店			
用途地域	第1種住居地域			
参考	平成10年10月 開店 平成14年6月 法附則第5条第1項届出(駐車場台数減少159台→154台)			

# 西友瀬戸店

## I 施設の配置及び運営方法関連事項

### 1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

#### (1) 交通に係る事項

##### ① 荷捌施設の整備等

##### ア 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	混在	86.24m <sup>2</sup>	有	40分	2台	3台	○

#### イ 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
8:00~9:00	3台	7:00~8:00	11:00~12:00	有	無	○

#### ② 経路の設定等

##### (1) 車両関係

##### ア 搬出入車両関係

通学路の有無	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
有	有	非配備

## 2 生活環境悪化防止関係

### (1) 騒音発生に係る事項

#### ① 騒音問題対応策

##### ア 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	19 m	無	来客車両	無	無	-
西方向	11 m	無	来客車両	無	無	-
南方向	10 m	無	来客車両	無	無	-
北方向	25 m	無	来客車両	無	無	-

遮音壁の悪影響

評価  
○

#### イ 荷捌・営業活動の騒音対策

荷捌施設建築計画面での配慮	特になし
荷捌施設運営面での配慮	アイドリンクストップ
荷捌施設機器選択面での配慮	作業員の意識向上
放送設備使用面での配慮	屋外放送の使用なし

#### ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機からの騒音	主な機器を住宅に影響が少ない屋上に設置
給排気口からの騒音配慮	主な機器を住宅に影響が少ない屋上に設置
駐車場からの騒音配慮	周辺道路との段差をなくす、駐車場利用時間を制限
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避

# 西友瀬戸店

## ② 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	冷却塔	空調室外機	12	給排気口	7	変電施設	1	浄化槽	ポンプ	エンジン等
		冷凍室外機	9	冷凍機械室	1						
	変動騒音	ゴミ収集作業	○	BGM		アナウンス		荷捌き作業	○		
		自動車走行	○	荷捌きイトリグ		後進警報ブザー	○	収集7イトリグ	○		
	衝撃騒音	荷降し音		台車走行							
建物の構造(高さ)		鉄骨造平屋(一部2階)建(4.5m)									

### ア 等価騒音レベル予測

		東(No.2) (昼・夜4.5m)	西(No.4) (昼1.5m・夜4.5m)	南(No.3) (昼・夜4.5m)	北(No.1) (昼・夜4.5m)
用途地域		第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	46.0 dB	52.9 dB	54.7 dB	47.1 dB
	評価	○	○	○	○
設置者	夜間等価騒音レベル	34.1 dB	39.4 dB	38.8 dB	34.3 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当

### イ 夜間における騒音ごとの予測

A 商工業地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無	無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か	
上記A・Bの具体的内容	

		東(B) (4.5m)	西(D) (4.5m)	南(C) (4.5m)	北(A) (4.5m)
用途地域		第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		40dB	40dB	40dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	36.5dB	39.7dB	39.9dB	35.8dB
	評価	○	○	○	○
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	37.4dB	54.2dB	50.7dB	53.9dB
	評価	○	△	△	△
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	不相当	不相当	不相当

※ 予測地点(D)(C)(A)は、規制基準値を超える(原因: 来客車両の走行音)ため対応を検討された結果、「閉店時刻を午後9時50分までとし、駐車場利用可能時間帯を午後10時まで」に変更する。

騒音の測定結果: 午後10時~10時30分、西(D)の地点で測定  
等価騒音レベル 44.8dB

#### <変更後の予測>

		東(B)	西(D)	南(C)	北(A)
設置者	定常騒音の騒音レベル	35.6dB	35.5dB	36.8dB	32.1dB
	評価	○	○	○	○
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	—	—	—	—
	評価	—	—	—	—
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	—	—	—	—

# 西友瀬戸店

## (2) 廃棄物関係

悪臭問題関係配慮	生ゴミ保管施設内に冷却機を設置
衛生問題関係配慮	特になし

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	12.15 m <sup>3</sup>	1日	0.70 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	6.97 m <sup>3</sup>	変更なし	○
空缶・空き瓶	13.50 m <sup>3</sup>	1日	0.08 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	0.81 m <sup>3</sup>	変更なし	○
厨芥・その他	12.15 m <sup>3</sup>	1日	0.61 t	0.15 t/m <sup>3</sup>	4.07 m <sup>3</sup>	変更なし	○
合計	37.8m <sup>3</sup>	-	-	-	11.85 m <sup>3</sup>	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	無	空缶・空き瓶の回収箱設置	無
生ゴミ堆肥化施設の使用	無	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	有
廃棄物等圧縮機の使用	無	食品加工場の設置	有
脱水装置の使用	無	物販店以外の施設との保管施設の共有	無

位置・構造	適正な分別の実施		分別廃棄を実施	
	搬出作業の利便性の確保		特になし	
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保		夜間及び早朝作業は控えます	
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施		有	
	生ゴミ保管施設の気密性の確保		有	

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	特になし
運搬(予定)業者(免許番号)	(株)エコロダイワ(一廃:指令第122-1号、産廃:第2300034613号)
敷地内処理の配慮	特になし
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	無
食品加工場併設の場合の運営上の配慮	悪臭対策として汚水マスの洗浄を行う。

評価
○

市町村の意見概要	対応
近隣住民等に対し十分な配慮をすること。	閉店時刻を午後9時50分までとし、駐車場利用可能時間帯を午後10時までとする。この変更について、近日中に届出する。

住民等の意見の概要	対応
意見なし	-

県意見案に至る考え方
騒音の夜間最大値の予測値が配慮指針の値(規制基準)を超過していたが、運営に関する変更を行なうことで妥当な対応が図られた。

県の意見案
意見なし